解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月二十四日開催の総代会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月一日

福岡県大牟田市大字歴木一八四一番地

大牟田地区医療生活協同組合

清算人　森　時男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月一日

北九州市八幡西区光貞台二丁目四番一八号

財団法人生命科学総合研究所

代表清算人　岡村　裕

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月三日福島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月一日

福島県いわき市平字新田前五番地の一七

医療法人大峯内科

清算人　大峯　英昭

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月三十一日さいたま市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月一日

さいたま市緑区大字三室一三三二番地一

さいたま市三室南宿土地区画整理組合

清算人代表　島田　喜之

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月十七日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月一日

東京都港区六本木三丁目四番二四号

六本木三丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　平井　敏雄

解散公告（第三回）

当企業年金基金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月一日

大阪府吹田市豊津町九番一号

ＴＩＳグループ企業年金基金

清算人　竪山　雅昭

解散公告（第三回）

当公社は、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受け、平成二十六年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月一日

大阪府大阪市中央区本町一丁目五番六号

大阪市道路公社

代表清算人　彌田　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市長橋一丁目二一番、最後の住所北海道小樽市長橋一丁目二一番一三号

被相続人　亡　有田　裕行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月一日

事務所北海道小樽市富岡一丁目二四番七号

相続財産管理人　弁護士　菰田　尚正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市大久町大久字中ノ内一〇番地、最後の住所福島県いわき市平赤井字浅口一六番地の三九　被相続人　亡　今田　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月一日

福島県いわき市平字尼子町二番地の一五

相続財産管理人　宇津　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区中瀬二丁目四四番地、最後の住所群馬県前橋市前箱田町三一一番地五　被相続人　亡　岩堀　哲人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月一日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九―三　ＫＹビル二〇一　堀口均法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市表町二丁目二三番地、最後の住所群馬県前橋市六供町六九〇番地

被相続人　亡　山田　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月一日

群馬県前橋市岩神町四丁目一六番一九号

相続財産管理人　司法書士　板倉　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南蒲田二丁目三五番地三、最後の住所東京都大田区南蒲田二丁目一七番一―四〇三号　被相続人　亡　石橋　紀代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月一日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番一号

虎ノ門ＥＳビル一Ｆ

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区六ツ川一丁目三一四番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　紺野　博伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月一日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階

相続財産管理人　弁護士　宮下　京介

官報配信データの電子署名について

平成26年5月1日　東京都港区虎ノ門２－２－４

独立行政法人国立印刷局

1　はじめに

印刷物である官報及びインターネットでご利用される官報をご覧いただくこととは別に、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの配信データ（以下「官報データ」と言います。）に付した電子署名の検証を行う方にお知らせします。

2　証明書の処理

官報データに付した電子署名の公開鍵証明書について、定期更新により不使用となったことから失効処理を行いました。

3　失効情報

シリアル番号　53f6117500000000、失効日時　2014年４月23日　14時42分06秒、発行者　SecureSign Public Long Term CA, Japan Certification Services, Inc., JP、失効情報確認先　http://vnec3.jcsinc.co.jp/repository1/CRL1/PUB4.crl、確認可能期間　2014年８月22日　９時34分13秒まで。